

2019年8月7日

修正履歴表

キャッシュレス決済事業者登録要領について、下記のとおり修正項目がありましたので改訂いたします。

日付	修正箇所	修正前	修正後
2019年 4月22日	【P23】7.5.1 提出書類一覧 の項目	記載なし	(項目の追加) No.19 加盟店向け決済サービスにおいて、イシューのサービスを取り扱う契約を説明する資料
2019年 5月27日	【P25】7.5.3 項目名	「システム利用規約」及び「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」等の資料請求	「システム利用規約」、「 <u>加盟店登録マニュアル</u> 」及び「 <u>不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項</u> 」等の資料請求
2019年 5月27日	【P25】7.5.3 本文	記載なし	(項目の追加) なお、補助金事務局からのメールには、請求された資料以外にも B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者に向けた加盟店登録マニュアルを含む補助金事務局とのその他の手続き方法等についての情報も記載されるため、内容をよく確認すること。
2019年 5月27日	【P25】7.5.3 本文	また、不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項については、(後略)	また、 <u>加盟店登録マニュアル</u> は決済事業者向けに、本事業の対象となる加盟店の登録に関する要件・登録フロー等を記載した資料である。 不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項については、(後略)

日付	修正箇所	修正前	修正後
2019年5月27日	【P25】7.5.3 ＜資料請求する先＞メール件名	【事業者名】「システム利用規約」及び「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」についての資料請求	【事業者名】「システム利用規約」及び「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」等についての資料請求
2019年6月24日	【P20】6.1.2.2 本事業におけるポイント等の計算方法	記載なし	(項目の追加) 本事業におけるポイント等による消費者還元額の計算は、(後略)
2019年8月7日	【P15】4.3.3 B型決済事業者及び準B型決済事業者が実施する業務	※具体的な参加・登録希望店舗の登録方法については、キャッシュレス・消費者還元サイトにて追って公表する。	※原則として、当該中小・小規模事業者に対してB型決済事業者又は準B型決済事業者が提供しているキャッシュレス決済手段の全てを対象決済サービスとして補助金事務局に登録すること。特定の決済サービスに限って対象決済サービスとして登録する場合は、事前に事務局に申し出ること。
2019年8月7日	【P17】6.1.2.1 補助の対象となる消費者還元の方法	本事業において補助の対象となる消費者還元の方法は～	別途補助金事務局が定める消費者還元補助公募要領において規定する。